

資料 1

東久留米市子ども・子育て会議  
令和7年12月23日  
子ども家庭部子育て支援課

## 「乳児等通園支援事業」に係る教育・保育等の一体的提供などについて

市町村子ども・子育て支援事業計画に、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を記載することが求められており、このことについて、以下のとおりといたします。

### 第三期東久留米市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

- 市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

※代用計画・・・令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡等において、市町村子ども・子育て支援事業計画を変更する代替措置とされているもの

【参考】第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画 p46

#### 第3章 基本事項

##### (18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【今後の方針】

事業の開始に向けて準備を進めてまいります。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	11	11	11	11	11
	確保方策 (延べ人数)	0	11	11	11	11
1歳児	量の見込み (延べ人数)	13	13	13	13	13
	確保方策 (延べ人数)	0	13	13	13	13
2歳児	量の見込み (延べ人数)	14	14	14	14	14
	確保方策 (延べ人数)	0	14	14	14	14